

ケアハウス「あじさい」重要事項説明書

1. 運営理念

ケアハウス「あじさい」の利用及びサービス提供内容を定め、入居者の生活の便宜を図り、明るく、朗らかに、生きがいのある安全で豊かな毎日を過ごして頂くことを目的とします。

2. 施設の基本方針

- ・入居者の人権を守り意思を尊重
- ・入居者の自己選択によるサービスを提供
- ・尊厳を守り自立を支援
- ・苦情、相談等の適切な対応

3. 施設の管理責任

この施設は、社会福祉法人「白生会」が所有し、施設管理も同様に社会福祉法人「白生会」が負います。

4. 軽費老人ホーム、ケアハウス「あじさい」の概要

(1) 当施設の概要

施設名	(種別) 軽費老人ホーム (名称) ケアハウス あじさい		
所在地	青森県五所川原市大字金山字竹崎 230 番地 3		
電話番号	0173-38-6360	FAX 番号	0173-34-8290

(2) 当施設の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
施設長	社会福祉主事 介護支援専門員 介護福祉士	1名		職員の管理、 業務の実施状況の管理、 規程遵守の指揮命令
生活相談員	介護福祉士	1名		入居者からの相談援助生活 援助、保健医療、 福祉サービスとの連携、 苦情、事故等記録
栄養士	栄養士免許		1名	入居者の栄養管理 給食委託業者の管理
介護職員	認知症介護基礎研修	1名		入居者の日常生活の援助 及び、保健衛生管理
事務職員	ヘルパー2級	1名		入居者の日常生活の援助 庶務、会計等
日直職員			1名	入居者の日常生活の 援助及び保健衛生管理

5. 入居定員

・30名

6. 非常災害対策

(1) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検

- ① 消防機関への消防計画の届出、消防機関との連携
- ② 消防法令に基づく消防用設備（消火器、自動火災報知機設備、スプリンクラー、屋内散水栓、誘導灯、防排煙制御設備の定期点検の実施及び防災炎物品（カーテン等）の整備

(2) 防災体制の整備

- ① 早期通報体制、職員動員体制、避難体制、関連施設との協力体制の確保
- ② 食料、飲料水、衛生品の備蓄、備品の転倒、落下防止、ガラスの飛散防止
- ③ 夜間における防災体制の整備

(3) 避難訓練

- ① 適切な避難誘導體制の確保を図るため、年2回（うち1回は夜間を想定）し避難訓練を行ないます。

7. 施設管理運營業務

社会福祉法人「白生会」は、次の業務を行います。

小 区 分	業 務 内 容
建物管理	施設内すべての建物管理
補修改修	専用居室を除く部分の補修改修
設備改修	共同施設の冷暖房、給湯の維持管理
設備管理	付帯設備、電気、ガス、水道の維持管理
備品管理	共同施設の家具備品等の維持管理
清掃	専用施設を除く部分の清掃
防災防犯	防犯避難訓練、施錠義務、夜間宿直

健康管理	健康診断等	年1回以上の健康診断の実施及び協力病院である白生会胃腸病院への通院援助
	入院	必要に応じた入院機関の斡旋
生活管理	食事提供	1日3食の食事の提供、栄養相談
	各種の生活相談等	福祉、余暇活動等の相談 在宅福祉サービスの利用斡旋等行政との連絡調整
事務施設外管理	電話等	電話交換
	実態把握	入居資格審査、 契約書等文書管理
	一般事務	庶務、経理、応接等
	周辺管理	施設外の整備管理
	その他	冬期間の除雪等

8. 共同施設の利用

施設名	利用上の注意	利用時間
食堂 及び 談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は1日3回提供します。取り消しする場合は下記の時間までに職員に伝えてください。 朝食 前日の夕食時まで 昼食 当日の8時まで 夕食 当日の13時まで ・談話室は談話、社交、来客応接等にもご利用下さい。 	朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 17:30
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別浴室があり、利用時間内は自由に利用できます。但し、火・金は休みます。 	14:00～ 16:00
体験入居	<ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者が体験できます。宿泊は有料です。 	1泊2食付き 3,000円
事務室 受付 面会時間	<ul style="list-style-type: none"> ・受付は、面会者の受付、入居者の在、不在の把握、郵便物の受領・保管をいたします。各種相談ごと施設内外の維持管理 運営管理、契約書等の文書管理を行います。 ・受付前の面会簿にご記入をお願いします。 	8:30～ 17:30 9:00～ 17:00
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・11人乗りエレベーターがあります。 	

非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・住居棟非常階段は東側、西側 2か所あります。 ・火災等非常時のみご利用下さい。 	
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練が義務付けられていますので、実施時にはご協力をお願いします。 	
ごみ等の処理について	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者のごみは決められた場所にお出し下さい。 1階は食堂ホール 2階、3階は談話室 	汚物(おむつ等)は1階トイレ汚物入れに
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下は火災予防上物品を置かないようにお願いします。 ・施設内はすべて禁煙になっております。 	

9. 専用居室利用上の注意

入居者が自由に利用でき、各居室のプライバシーは守られます。

ただし、次の事についてはお守りください。

- (1) 原則として、ペットの飼育は認められません。
- (2) 不在中の戸締りには十分注意をお願いします。
- (3) 電気、水道、ことに電熱器の取り扱いには注意をお願いします。
- (4) 台所、配水管にはゴミを流さないようお願いします。
- (5) 居室のトイレはトイレットペーパー以外使用しないようお願いします。

10. 緊急時の対応

非常の場合は、専用居室の電話を利用いただき **内線111** (事務室)

または **内線112** (宿直室) にご連絡ください。

11. 入院等

体の悪いときは、遠慮なくお申し出てください。

必要に応じて、連絡や受診等の対応を致します。

ただし、治療、入院の医療費は、自己負担となります。

12. 災害時の避難

定期的な避難訓練の実施が義務付けられていますので、ご協力ください。

災害発生時には、その旨を伝達致しますので職員の誘導に従って避難して下さい。

避難場所は、施設前の広場(園庭)とします。

13. 食事

栄養士が配慮した献立を1日3食提供します。

食事の取り消しに関しては、1食単位で返還させていただきます。

(食材費として朝食150円、昼食200円、夕食200円)

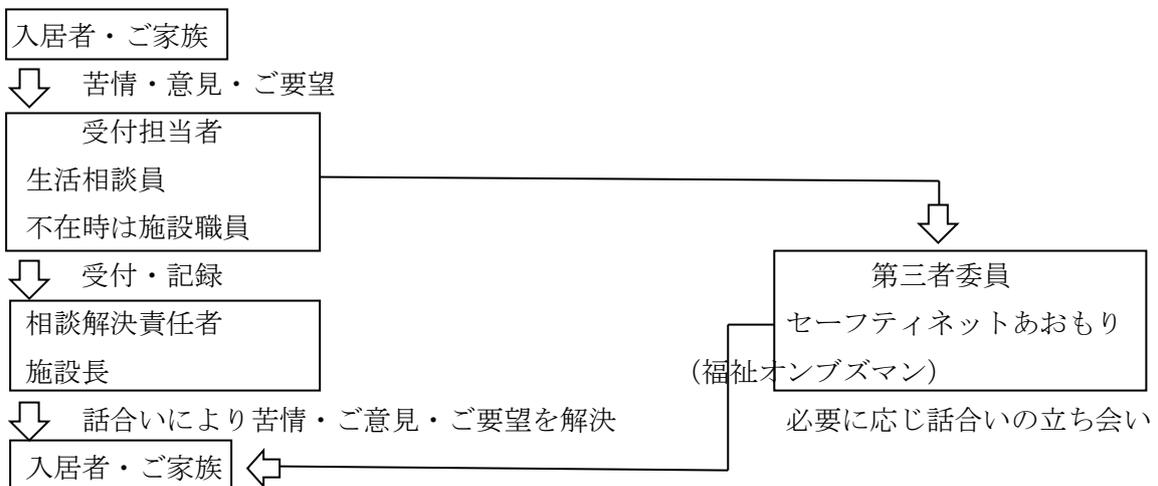
急な取り消しについては返還できかねますのでご注意ください。

14. サービス内容に関する苦情体制

- (1) 相談・苦情・要望についての窓口担当者 生活相談員 長内 史子
電話 0173-38-6360 FAX 0173-34-8290
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時迄

(2) 苦情処理手順

- ①苦情があった場合、窓口担当者が入居者・ご家族に直ちに連絡を取り事実を確認する。又は、直接訪問するなどして詳しく情報を把握します。
- ②処理結果については施設長に報告するとともに、必要であると判断した場合は、関係機関を含めて検討会議を行います。
- ③検討の結果、速やかに具体的な対応を打ち出し、記録を台帳に保管して、再発防止に役立てます。



(3) その他

当施設以外に、五所川原市役所高齢福祉課（電話0173-35-2111）
または、青森県国民健康保険団体連合会（電話017-723-1336）の
相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

1 5. 事故防止・事故発生時の対応について

- (1) 事故防止・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対応に取り組み、報告・改善のための方策を定め、職員全体で情報共有し、知識や対応について周知徹底し、再発防止につなげます。
- (2) 介護事故防止検討委員会・感染対策委員会を定期的に行い、防止策を検討します。
- (3) 「事故防止のための研修」・「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を行い、知識を普及・啓発するとともに、各指針に基づいた安全管理、衛生管理の徹底と衛生的なケアの励行を行います。
- (4) 事故発生時には入居者の生命や身体の保護・安全確保を優先的に行い、関連機関に報告します。また入居者様のご家族にたいしては速やかに概要を連絡、状況説明をします。
- (5) 入居者の生命・身体の保護・状況の把握・関係機関への連絡と併せ、速やかに事態の收拾に向けた対応をとります。
- (6) 緊急時の対応及び夜間の管理体制は非常通報装置や全館一斉放送の活用により、緊急の連絡を図ります。職員間の連絡体制を密にして宿直員による管理に努めます。

1 6. 秘密保持について

- (1) 当施設の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者及びご家族の秘密は洩らしません。
- (2) 当施設の職員であった者は、正当な理由なく業務上知り得た入居者及びご家族の秘密は洩らしません。
- (3) 当施設では、入居者の医療用上緊急の必要がある場合、又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内で入居者・ご家族の個人情報を用います。

1 7. 身体拘束について

- (1) 当施設は原則として、入居者の身体拘束を行いません。
ただし、入居者自身又は入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。
- (2) 緊急やむを得ず入居者の身体を拘束する場合には、施設長が入居者本人や家族に対しどのような身体拘束を、何のために、いつ、どのようにして行うのか、どれくらいの時間拘束するのか等の説明をします。そして記録に残します。

1 8. 虐待防止に関する事項

当施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・介護相談員の受け入れ

サービス提供中に、当該施設従業者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

19. 苦情・ハラスメント処理

- (1) 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、入居者又はそのご家族からの苦情・全てのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
- (2) 当施設及び関連施設におけるハラスメント等を、入居者又はご家族を含めた関係者において確認された場合及び過去に問題行為があった場合は契約を終了できるものとします。

20. 業務改善計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務改善計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は職員に対し、業務改善計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 当施設は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

21. 協力医療機関

病院名	住所	電話番号
医療法人白生会クリニック	五所川原市字中平井町 142-1	0173-34-6111
小嶋歯科医院	五所川原市敷島町 1-4	0173-34-2519

22. 注意事項

施設長は次のような行為があった場合、当事者に対して注意を促します。

- (1) 他の入居者に対して、心的物的損害を与えたとき。(喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかける事)
- (2) 火事などの災害につながること。
- (3) 施設内で共同生活の秩序を乱したとき。

- (4) 故意または無断で施設もしくは備品に損害を与え、またこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) この重要事項説明書に定める遵守事項をみだりに守らなかったとき。

23. その他

- (1) 電気、水道、外線通話料、居室内備品提供料は自己負担となります。
- (2) 入居者が外出外泊する場合には、その予定を職員までご連絡ください。又、備え付けの外泊外出簿へのご記入をお願いします。
- (3) 宿泊者の施設利用
入居者以外の宿泊利用については、施設側から依頼した場合のみとします。
- (4) 管理費について（居住に要する費用）
管理費は分割方式となっております。
分割方式 月額 10,000 円
支払方法 毎月の事務費、生活費と一緒に徴収します。
- (5) 月の途中で退居される場合、生活費（食材料費、共用部分に関わる光熱水費、施設共用部分の維持管理費用）と管理費（住居に要する費用）の支払いは退居日まで日割り計算とさせていただきます。
- (6) ご利用料金のお支払い方法について
当月ご利用分は翌月 20 日までのお支払いとなります。
(20 日が土・日・祝祭日の場合は翌日までとさせていただきます。)

以上の取り決めのない事案が生じた場合は、その都度双方が協議の上決定するものとします。

附則 平成 15 年 4 月 1 日から施行
平成 22 年 4 月 1 日より一部変更
平成 25 年 1 月 1 日より一部変更
平成 26 年 4 月 1 日より一部変更
平成 27 年 1 月 1 日より一部変更
平成 28 年 1 月 1 日より一部変更
平成 28 年 4 月 1 日より一部変更
平成 29 年 1 月 1 日より一部変更
平成 29 年 5 月 1 日より一部変更
平成 29 年 5 月 1 日より一部変更
平成 30 年 7 月 1 日より一部変更
平成 31 年 4 月 1 日より一部変更
令和 2 年 3 月 1 日より一部変更
令和 3 年 4 月 1 日より一部変更

令和 4年4月1日より一部変更
令和 5年4月1日より一部変更
令和 6年4月1日より一部変更
令和 7年4月1日より一部変更

施設サービスの提供開始にあたり、入居者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

名称 社会福祉法人白生会 ケアハウス あじさい

所在地 青森県五所川原市大字金山字竹崎 230 番地 3

説明者名 寺田 幸正 ⑩

私は本書面により、施設より重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

入居者住所

氏名 ⑩

(身元保証人) 住所

氏名 ⑩
